

別紙様式 2

市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

件名	山陽小野田市中小企業振興基本条例骨子案について
意見募集期間	平成 27 年 3 月 2 日（月）～平成 27 年 3 月 31 日（火）
公表した資料	中小企業振興条例骨子案
意見の件数	2 名 8 件

意見の概要と市の考え方等

項目	意見の概要	市の考え方又は対応
前文について	前文最下段に「…中小企業の振興は、…市民が一体となって図っていくため、この条例を制定するものです。」とあるが、「図っていくため」の部分「図っていく必要があるため」もしくは「図っていく必要があるとの認識の下」等にしたほうが、より分かりやすくなるのではないか。	いただいた御意見を参考にして、より分かりやすい表記に修正します。
【1 目的】、【2 用語の定義】について	「関係団体等」について、団体を「中小企業団体」と「関係機関」に分けて、【2 用語の定義】においても、「中小企業団体」を「商工会、商工	【1 目的】の「関係団体等」については、いただいた御意見の団体を包含していますので、現行どおりの表記をさせていただきます。

	<p>会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に関する団体」、「関係機関」を「銀行、信用金庫、その他の金融業、大学及び高等専門学校等、その他の研究機関等」と定義してはどうか。</p>	<p>【2用語の定義】は、いただいた御意見を参考に修正します。</p>
<p>【3基本理念】について</p>	<p>「関係団体等」の表現について、「中小企業団体」と「関係機関」を追加して、示してはどうか。</p>	<p>「関係団体等」の表現については、【2用語の定義】において、御指摘の団体等を加えて修正しますので、【3基本理念】については、現行どおりの表記をさせていただきます。</p>
<p>【4基本方針】について</p>	<p>【4基本方針】に以下のものを追加してはどうか。</p> <p>①市は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会が増大するように配慮するとともに、市産品の積極的な購入に努めるものとする。</p> <p>②市は、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③市は、地域資源を活かした観光産業を担う中小企業の振興を図るため、市の魅力を</p>	<p>①については、4の「中小企業者の受注機会及び販路の拡大を支援すること。」に包含していますので御理解ください。</p> <p>②③④の具体的な内容については、「推進計画」策定の際に反映してまいりますので、現行どおりの表記をさせていただきます。</p>

	内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。 ④市は中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。	
【5市の責務】について	【5市の責務】に以下のものを追加してはどうか。 ①市は、中小企業者等が中小企業の振興に関する計画や情報を入手しやすくするため、積極的に情報を収集し、発信するよう努めなければならない。 ②市は、経営支援の効果を高めるため、各種関係機関との連携による支援体制の充実を図るものとする。 ③市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者等と市民の交流及び連携を促進するよう努めなければならない。	①～③の内容については、1の「市は、基本理念及び基本方針に基づき、中小企業の振興を総合的に行うものとします。」に包含していますので、現行どおりの表記をさせていただきます。
【7大企業及び関係団体等の協力】について	【7大企業及び関係団体等の協力】について、以下のものに変更してはどうか。 ①大企業は、その事業活動と中小企業の事業活動とが相互に依存している関係にあ	①～④については、【7大企業及び関係団体等の協力】に包含しておりますので、現行どおりの表記をさせていただきます。

	<p>ること及びその業種を問わず中小企業者の経営に大きな影響力を持つことに鑑み、中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小業者が供給する原材料、製品及びサービスの利用並びに中小業者への技術支援等を行う役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>②関係団体等は、中小業者の経営能力の向上並びに企業者に配慮して、相談、指導、技術支援、研究等を行うと共に、関係団体等が連携する体制を構築する役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>③金融機関は、相談、融資等を通じて中小企業者の経営の向上及び改善並びにその事業の成長発展を支援する役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>④大学及び研究機関は、中小業者と連携して研究開発を行うと共に、既に大学を卒業した者も対象とした高度な専門知識及び技術を養成するための教育を行う役割を果たすよう努めるものとする。</p>	
--	--	--

<p>【8 市民の理解及び協力】について</p>	<p>「協力」ではなく「役割」に変更してはどうか。</p>	<p>市内の中小企業の振興を図るためには、市民の協力が必要です。なお、解説にもありますが、市民の協力は義務付けるものではなく、自主的な協力を期待するものであり、「役割」ではなく「協力」という表現にしていますので、現行どおりの表記をさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>【市長の責務】を追加し、以下のものを定めてはどうか。</p> <p>①市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。</p> <p>②市長は、国、県その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>③市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催し、産業施策の実施状況を公表するものとする。</p>	<p>御指摘いただいた①②の内容については、【3 基本理念】【4 基本方針】と【5 市の責務】で包括していますので、御理解ください。</p> <p>③の会議の開催については、【5 市の責務】の2で示している推進計画を策定する際に協議会（仮）を開催する予定です。</p> <p>なお、推進計画の実施状況については、公表することとします。</p>

※項目ごとに整理して記載